

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年10月30日

大和市長 大木 哲

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱（平成27年大和市告示第58号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童クラブを運営する事業者等」を「事業者が行う放課後児童健全育成事業」に改める。

第2条各号を次のように改める。

(1) 事業者 国基準第3条第1項の放課後児童健全育成事業者をいう。

(2) 事業者児童クラブ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「国基準」という。）第5条第5項の放課後児童健全育成事業所であって、事業者が運営するものをいう。

(3) 支援の単位 大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第62号。以下「基準規則」という。）第7条第4項に規定する支援の単位をいう。

(4) 事業者育成料 事業者児童クラブに入会した児童の保護者が負担する児童1人当たりの月額費用をいう。

第3条の見出し中「補助の対象」を「補助事業」に改め、同条第1項中「者」を「事業」に、「児童クラブを運営する事業者等」を「事業者が行う児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業」に改め、「次」の次に「の各号」を加え、同項第1号を次のように改める。

(1) 原則として、事業者児童クラブの1日の開所時間が次に掲げる時間であること。

ア 月曜日から金曜日まで（イに掲げる日を除く。以下「平日」という。） 小学校の授業終了時から午後7時まで

イ 大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年大和市教育委員会規則第4号）第3条第1項に規定する休業日（以下「長期休暇等」という。） 午前8時から午後7時まで

第3条第1項第2号中「児童クラブ」を「事業所児童クラブ」に改め、「年間」の次に「（4

月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）」を加え、同項第 3 号中「条例、大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則、」を削り、「大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成 26 年大和市規則第 62 号）」を「基準規則の規定」に改め、同項第 4 号を次のように改める。

（4）大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則（平成 21 年大和市規則第 45 号。以下「事業規則」という。）第 3 条第 2 項の規定により本市が開設する放課後児童クラブへの入会を保留された児童が事業者児童クラブに入会を希望し、これを受け入れた場合は、事業者育成料を大和市放課後児童クラブ事業条例（平成 19 年大和市条例第 43 号。以下「事業条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する本市が開設する放課後児童クラブの育成料と同額とすること。

第 3 条第 2 項中「事業者等」を「事業者」に改める。

第 4 条の見出し中「額」の次に「等」を加え、同条第 1 項を次のように改める。

1 支援の単位当たりの補助対象経費及び補助金の額又はその算定方法は、別表第 1 のとおりとする。

第 4 条第 2 項中「児童クラブ」を「補助事業」に、「月割り」を「月割」に改め、同条第 3 項中「児童クラブ」を「補助事業」に、「、又は第 3 条」を「、又は前条第 1 項」に、「当該事業廃止日又は第 3 条」を「当該事業廃止日又は同項」に、「月割り」を「月割」に改める。

第 5 条中「補助金額算定対象児童」を「算定対象児童」に、「入会保留通知書」を「事業規則第 4 条第 2 項に規定する児童クラブ入会保留通知書」に、「あること」を「あって、事業者育成料を事業条例第 7 条第 1 項に規定する本市が開設する児童クラブの育成料と同額とされたもの」に改める。

第 6 条各号列記以外の部分中「等」を削り、同条第 1 号中「児童クラブ」を「事業者児童クラブ」に改める。

第 7 条中「等」を削る。

第 8 条中「補助金額算定対象児童の」を「算定対象児童に係る 1 月分の」に、「毎月」を「翌月」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

| 補助対象経費 | 区分 | | 補助金の額又はその算定方法 |
|--------------------------------|---------|---------------|---|
| 放課後児童健全育成事業の運営に必要な経費（飲食物費を除く。） | 基本額 | 児童数1人以上19人以下 | 2,238,000円 - (19人 - 児童数) × 27,000円 |
| | | 児童数20人以上35人以下 | 4,306,000円 - (36人 - 児童数) × 25,000円 |
| | | 児童数36人以上45人以下 | 4,306,000円 |
| | | 児童数46人以上70人以下 | 4,306,000円 - (児童数 - 45人) × 53,000円 |
| | | 児童数71人以上 | 2,917,000円 |
| | 開所日数加算額 | | 17,000円 × (年間開所日数 - 250日) |
| 長時間開所加算 | 平日分 | | 378,000円 × (1日の開所時間が6時間を超え、かつ、利用終了時刻が午後6時を超えて開所した時間の年間平均時間) |
| | 長期休暇等分 | | 170,000円 × (1日の開所時間が8時間を超えて開所した時間の年間平均時間) |
| 障がい児童の受け入れ強化促進に必要な経費 | | | 1,796,000円 |

備考

- この表において児童数とは、毎年5月1日現在において支援の単位を構成する算定対象児童の人数をいう。
- 補助金の額は、1支援の単位の年間当たりの額とする。
- 長時間開所加算は、1日の開所時間が次に掲げる要件を満たす補助事業に限り加算するものとする。
 - 平日 6時間を超え、かつ、利用終了時刻が午後6時以降であること。
 - 休業日 8時間を超えること。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。